

**三芳町立三芳東中学校
いじめ防止基本方針**

令和6年4月
三芳町立三芳東中学校

目次

| | |
|-------------------------------------|------|
| はじめに..... | 1 |
| 第1 三芳東中学校いじめ防止基本方針の策定..... | 1～2 |
| 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項..... | 3～8 |
| (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | 3 |
| (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置..... | 3～7 |
| (3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画..... | 8 |
| 第3 重大事態への対処..... | 9～14 |
| (1) 三芳町教育委員会又は本校による調査..... | 9～13 |
| (2) 重大事態への対処の流れ..... | 14 |
| 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項..... | 15 |

はじめに

本校では、二者面談・三者面談や家庭訪問等を通じて、生徒理解に努めている。また、生徒指導委員会・教育相談部会による話し合いや「New I's」を用いたいじめの実態把握・いじめ相談、解消に努めている。さわやか相談室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を通していじめの「早期発見」「早期対応」に努めている。全教職員においては、「三芳東中学校いじめ対応マニュアル」を配布し、年度当初に読み合わせを行っている。

三芳町立三芳東中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「三芳東中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び埼玉県のいじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「三芳町いじめのないまちづくり条例」（平成28年条例第26号。以下「条例」という。）及び条例第10条に基づく「三芳町いじめ防止等のための基本方針」（以下「三芳町基本方針」という。）に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 三芳東中学校いじめ防止基本方針の策定

1 いじめの定義

いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進一条）

【いじめの態様】

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされるなど

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを絶対に許さないという強い信念の下、主体的にいじめ問題を解決する実践力を身に付けた生徒の育成を目指して行われなければならない。

(3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、町立学校、町民、保護者及びその他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの理解】

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、子どもが被害者にも加害者にもなりうる場合がある。
- ・ いじめは、見ようとしなければ見えない行為である。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。
- ・ いじめは、加害者、被害者の二者の関係だけでなく、観衆、傍観者の存在など集団全体に関わる問題である。
- ・ いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組む問題である。
- ・ いじめはいじめの関わった全ての人の将来にわたって影響をもたらす者である。

3 いじめ防止基本方針策定の目的

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「三芳町いじめのないまちづくり条例」（平成28年条例第26号。以下「条例」という。）及び条例第10条に基づく「三芳町いじめ防止等のための基本方針」（以下「三芳町基本方針」という。）に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

「三芳東中学校いじめ防止基本方針」では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、「三芳東中学校いじめ防止基本方針」が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 本校におけるいじめの防止等のための組織体制

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「三芳東中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請する。

② 役割

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

③ 開催

・月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性

やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、いじめ問題対策委員会への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 学級経営、学習指導の充実

○教師の言動・姿勢

- ・子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会を捉えて逃さない。
- ・自分の学校や学級にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機感を持って当たる。
- ・いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ・教師は日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める。

○学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送ることができるように配慮する。
- ・意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ・生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ・二者面談・三者面談、家庭訪問を通して人間関係を築く。
- ・毎日、生活記録ノート(Sメール)を提出させ、生徒の実態把握に努める。
- ・情報モラル教育を全校で実施し、人権感覚の醸成を図る。
- ・12月を、生徒会主催による「いじめ撲滅強調月間の取組」としてあいさつ運動、ハイタッチ運動等を行う。(「NHKのいじめを考える」キャンペーン削除)

○学習指導

- ・「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを認識し、授業改善に当たる。
- ・「特別の教科 道徳」の授業を活用して心豊かな生徒を育成する。
- ・総合的な学習の時間を活用して、体験活動を実施する。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した授業を実施する。

- ・人権週間に合わせて、人権作文や人権標語の紹介を行う。

(イ) いじめ防止等に向けた研修の実施

- 校内研修において年1回ソーシャルスキルの研修会を実施する。
- 年度当初に、「三芳東中学校いじめ対応マニュアル」の読み合わせを行う。
- 長期休業日に、生徒指導の研修会を実施する。

(ウ) 保護者同士のネットワークづくり

- PTAにおいて定期的なパトロール、生徒への声かけを行う。
- 「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割について啓発を図る。

(エ) 関係機関との連携体制の構築

- 「いじめ問題対策委員会」を中心に、町内外の学校、警察、児童相談所、医療機関、法務局との適切な連携体制を構築する。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 生徒を対象にした情報モラル講演会を実施する
- 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、家庭教育学級を通し保護者対象のネットモラルについての学習会を実施する。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

本校は、生徒のささいな変化に気づき、いじめによって重大事態にいたらないように、生徒の現状を情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、以下の取組を実践する。

- 日常の観察
 - 生活ノートや相談カードの活用
 - 個人面談、家庭訪問、教育相談週間の実施
 - 「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
 - 「保護者対象いじめアンケート調査」を年3回（6月、11月、2月）実施する。
- 他に、教職員の相談体制の整備を図る。

③ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた際には、速やかに、いじめ問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ問題対策委員会に報告・相談する。すなわち、学校に特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、性格かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築く事ができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ問題対策委員会へ情報共有することは必要となる。

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為を止めさせる。
- いじめについての相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた教職員はいじめ問題対策委員会で直ちに情報を共有する。

- 関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- 校長は、教育委員会、被害・加害生徒の保護者に保護者に事実確認の結果を連絡する。
- 重大事態発生の場合は、ためらうことなく、警察等と連携して対処する。

(イ) いじめられている生徒及びその保護者への支援（「New I's」参考）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方はゆるされない。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- いじめられた生徒から事実関係の聞き取りを行い、保護者に連絡する。
- 複数の教員の配置や見守り活動を行い、いじめられた生徒の安全を確保する。
- いじめられた生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- 一応の解決が図られたと考えられる場合も、見守りを継続し、必要な支援を行う。

(ウ) いじめをした生徒への指導及びその保護者への対応（「New I's」参考）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

- いじめをしたとされる生徒から事実関係の聞き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等により組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対策を取る。
- 保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求める。
- いじめをした生徒に、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるようにする。
- 状況に応じて、いじめをした生徒を別室で指導する。
- 個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応に努める。

(エ) 周りではやし立てる生徒への対応

- はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(オ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

- いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(カ) 学級集団全体への対応

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

○いじめは許さないという断固たる教員の姿勢を示す。

○道徳教育の充実を図る。

○特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。

○学校行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(キ) ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をする。

○必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(ク) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○いじめに係る行為がやんでいること

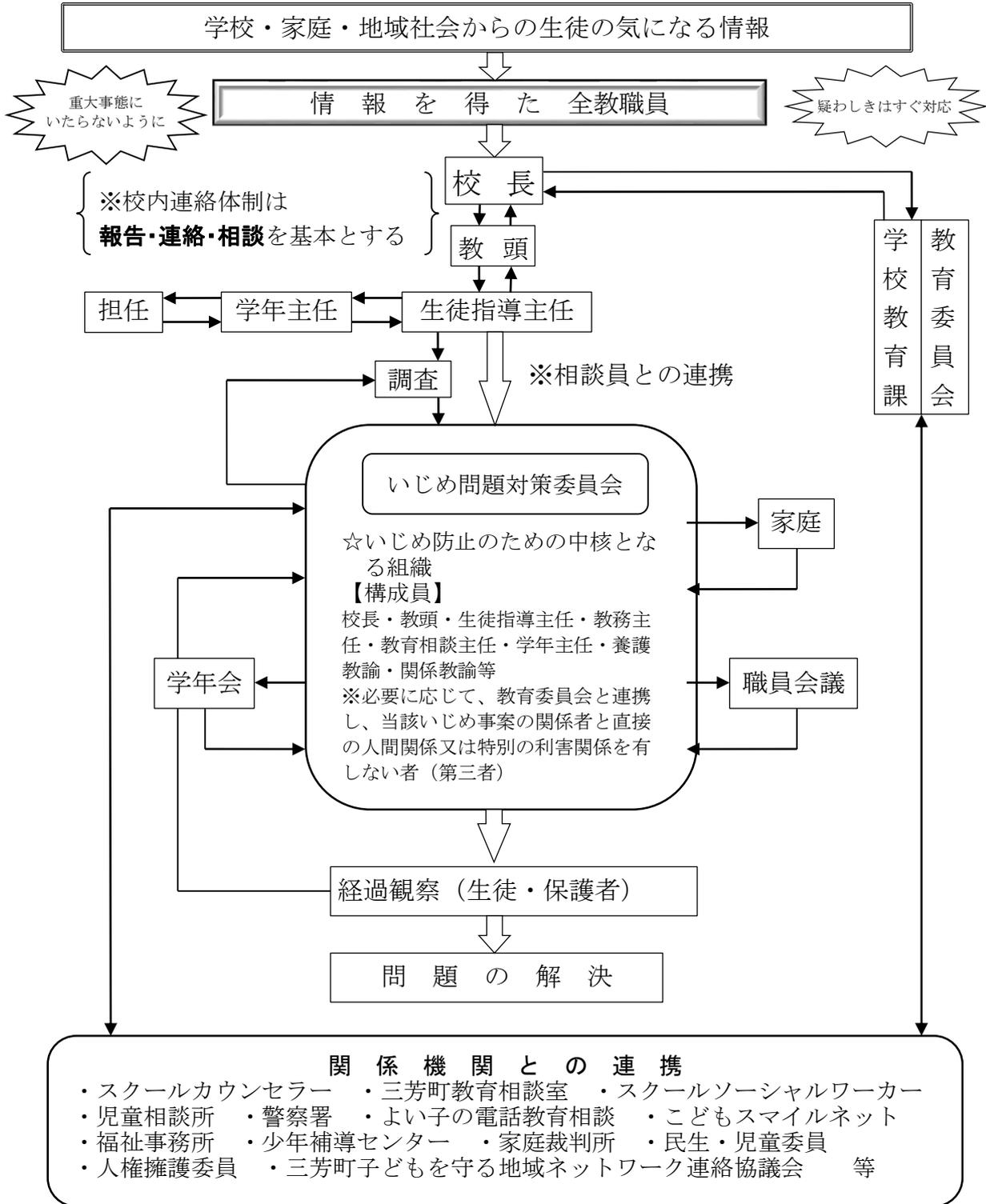
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が充分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

三芳東中学校いじめ対応マニュアル(全体図)



(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

| | 1 学年 | 2 学年 | 3 学年 |
|------|--|--------------------|------|
| 4 月 | ・新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部） | ・いじめ防止教育（学年・生徒指導部） | |
| | ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） ・二者面談の実施 | | |
| 5 月 | ・二者面談の実施 ・自分自身に関わることとして教科書を活用した指導（道徳教育部） ・学校運営協議会において「三芳東中学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部）年間 登校指導（あいさつ運動）の実施（5月、7月、10月、11月、3月） | | |
| 6 月 | ・ネットいじめ防止及びネット利用の注意啓発（人権教育部） ・生徒会主催によるあいさつ運動の実施 ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） ・保護者対象いじめ実態アンケート調査（生徒指導部） | | ↓ |
| 7 月 | ・生徒対象いじめ実態アンケート調査（生徒指導部） ・「三芳東中学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討 ・他人とのかかわりに関することとして教科書を活用した指導（道徳教育部） | | ↓ |
| 8 月 | ・積極的な生徒指導、ソーシャルスキル研修会・教育相談事例研修会 ・ゲートキーパー研修会 | | ↓ |
| 9 月 | ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） | | ↓ |
| 10 月 | ・生徒対象いじめ実態アンケート調査（生徒指導部） ・情報モラル教育講演会の実施（人権教育部） ・自然等とのかかわりとして教科書を活用した指導（道徳教育部） | | ↓ |
| 11 月 | ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） ・全校二者面談、三者面談の実施 ・第2回保護者対象いじめ実態アンケート調査（生徒指導部） | | ↓ |
| 12 月 | ・生徒会によるいじめ撲滅強調月間の取組 ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） ・「三芳東中学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・人権感覚育成プログラムに関わる研究授業（人権教育部） | | ↓ |
| 1 月 | ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） | | ↓ |
| 2 月 | ・学校生活に関するアンケート（生徒指導部） ・いじめ防止の取組に関する年間評価及び公表 ・人権感覚育成プログラムに関わる研究授業（人権教育部） | | ↓ |
| 3 月 | ・学校生活に関するアンケート1・2年生（生徒指導部） ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ問題対策委員会、生徒指導部会） ・企画委員会において今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針の取組の策定 ・企画委員会・生徒指導委員会：「三芳東中学校いじめ防止基本方針」見直し | | ↓ |

第3 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

(2) 三芳町教育委員会又は本校による調査

① 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

ウ その他の場合

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、本校のいじめ問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への落ち着いた復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、本校のいじめ問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）など、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。なお、調査主体に関しては、三芳町教育委員会と協議する。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与える

ことのないよう留意する。なお、亡くなった生徒（生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ）の報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、三芳町教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて三芳町教育委員会に送付する。

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（文部科学省）平成26年7月1日改訂

○総論

- ・自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる。学校及び学校の設置者が、たとえ自ら

に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

- ・【心のケアの重視】 調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ・配慮の必要な子供をリストアップする・調査実施に当たっては心のケアの専門家等の援助が必要。
- ・【地域の関係機関】 精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要
- ・【遺族との関わり】 遺族の協力が背景調査の実施に不可欠。遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○背景調査

背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一子供の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校及び町教育委員会が主体的に行う。

○いじめが背景に疑われる場合の措置

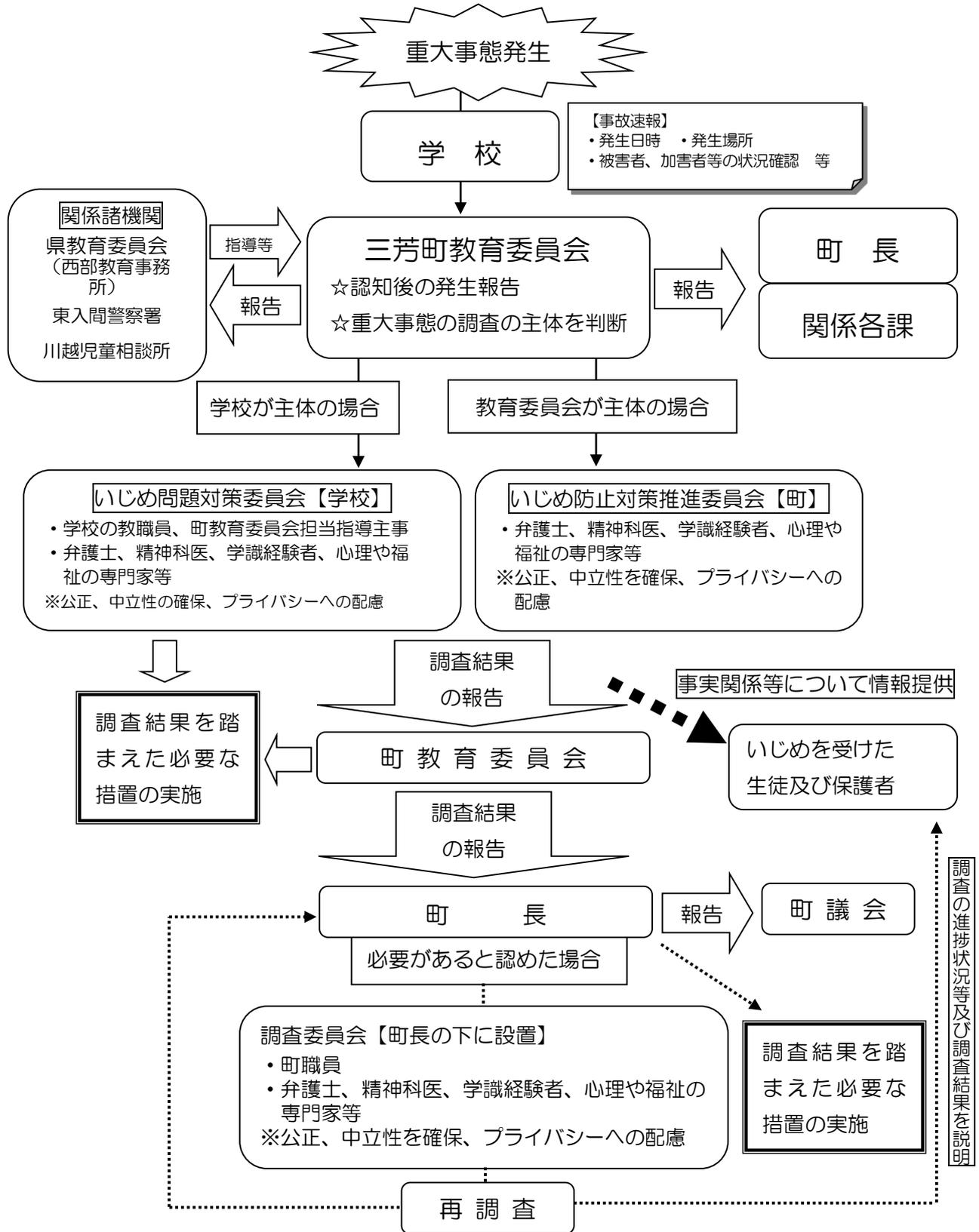
- 1 重大事態発生の報告（設置者から地方公共団体の長）
- 2 調査組織設置
- 3 調査結果の報告（1と同じルート）
- 4 必要な場合の再調査実施と結果を踏まえた必要な措置

○【学校】「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、平常時より備える。

【設置者】 研修や専門家の助言を得られる体制の整備（人材バンク）や調査組織の設置など、体制整備

【都道府県教育委員会】 研修、人材確保、規模の小さな地域の支援

重大事態への対処の流れ



第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、「問題対策委員会」において毎年度、「三芳東中学校いじめ防止基本方針」にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

-
- 平成27年3月見直し
 - 平成28年3月見直し
 - 平成29年3月見直し
 - 平成30年1月見直し
 - 平成31年3月見直し
 - 令和2年3月見直し
 - 令和3年3月見直し
 - 令和4年3月見直し
 - 令和5年3月見直し
 - 令和6年3月見直し